

參考資料

参考資料

1. 市民組織

(1) 策定経過

年月日			会議名称	内容
平成19年	11月	19日	第1回都市づくり検討会議	・委嘱状交付 ・都市計画及びマスタープランの説明 ・ワークショップ：石巻の中心市街地
	12月	12日	第2回都市づくり検討会議	・ワークショップ：石巻の土地利用
平成20年	1月	16日	第3回都市づくり検討会議	・ワークショップ：石巻の道路
	2月	7日	第4回都市づくり検討会議	・ワークショップ：石巻の公園・緑地、河川
	11月	26日	都市計画審議会	・中間案について諮問
平成21年	2月	4日	都市計画審議会	・中間案について答申

(2) 都市計画審議会

①委員名簿


敬省略

	氏名		氏名
会長	浅野 亨	会長職務代理者	土屋 昌也
委員	高橋 長一郎	委員	須田 輝夫
//	伊藤 正博	//	青山 久栄
//	庄司 慈明	//	千田 直人
//	高橋 栄一	//	曾根 幹夫
//	佐藤 進	//	島田 昭一
//	古藤野 靖	//	兼子 佳恵
//	小野寺 むつ子		

②諮問及び答申

石 都 計 第 160 号
平成20年11月26日

石巻市都市計画審議会
会長 浅野 亨 殿


石巻市長 土井 喜美夫 

石巻市都市計画マスタープラン（中間案）について（諮問）

石巻市都市計画マスタープランを策定するにあたり、別添「石巻市都市計画マスタープラン（中間案）」について、石巻市都市計画審議会条例第2条の規定により諮問いたします。

石 都 審 第 6 号
平成21年 2月 4日

石巻市長 土井 喜美夫 殿

石巻市都市計画審議会
会長 浅野 亨 

石巻市都市計画マスタープラン（中間案）について（答申）

平成20年11月26日付け石都計第160号により、石巻市都市計画審議会に諮問されておりました標記の件について、下記のとおり答申いたします。

記

石巻市都市計画マスタープラン（中間案）について審議した結果、基本的な考え方について原案どおり承認いたします。

(3) 都市づくり検討会議（ワークショップ）

①委員名簿

敬省略

	氏名	地区	グループ		氏名	地区	グループ
委員長	後藤 春彦	石巻	A	副委員長	伊藤 より子	河南	A
委員	高城 和佳子	石巻	B	委員	小林 厚子	石巻	A
〃	岩佐 泰啓	石巻	B	〃	遠藤 学	石巻	A
〃	古堅 勝	石巻	B	〃	末永 佑工	河北	A
〃	伊藤 政夫	河北	B	〃	佐藤 敏子	河北	A
〃	男澤 徳子	雄勝	B	〃	伊藤 博夫	雄勝	A
〃	永沼 孝浩	雄勝	B	〃	渥美 義克	河南	A
〃	佐藤 正敏	河南	B	〃	阿部 湛	桃生	B
〃	高橋 千代恵	桃生	A	〃	千葉 五郎	北上	A
〃	阿部 こう子	北上	B	〃	齋藤 富嗣	牡鹿	A
〃	石森 義之	牡鹿	B	〃	奥津 孝子	牡鹿	B

②検討結果

◆中心市街地について

石巻駅周辺の中心市街地は、旧北上川の河口に広がっていることもあり、川と一体となった街並みの景観は美しく、中瀬周辺の環境は誇るべきものがあります。

しかし、石巻河南 IC 周辺の近年の開発が中心市街地と与える影響、特に商業に与える影響は非常に大きく、利用客の流れが中心市街地からそれらの郊外へと変化していききました。

その影響もあり、中心市街地の商店街はシャッター通りと化し、閑散とした状況となってしまっています。人通りも少なくなり、まちの顔としての活気が無くなりつつあります。この衰退に歯止めをかけるため、石巻市として何かしらの対応策が必要であり、また、私達市民も一緒にスクラムを組み、中心市街地が再生する工夫を積極的に考え、行動を起こさなければならないと感じています。

◆土地利用について

石巻市は、豊かな自然や農地、歴史的文化遺産、活況ある工業地域など、市民が愛着を持った地域資源が数多くあり、私達は石巻市に誇りを持っています。

そのような中で、前述の中心市街地での検討のとおり、昔と比べ、中心市街地と新しい郊外の市街地とのバランスが変わり始めています。蛇田地区を代表とする郊外型の街並みが形成され、そこへ人が集中し、同時に中心市街地が衰退していく今の石巻の土地利用の進み方に戸惑いがあります。

また、石巻地域以外に目を移すと、職場が少ない、子供を育てる事が難しい環境であることより、若い人が地元から離れてしまう状況にあるなど、地域ごとの魅力が薄れつつある状況です。

今後は、中心市街地の活性化策も含め、石巻市としての中心市街地と周辺の郊外地、そして、旧町の市街地等を市全体で総合的に見て、整備または保全していただきたいと思えます。

◆道路について

三陸縦貫自動車道の開通で、石巻中心部へのアクセスが格段と良くなり、市民の利便性が向上しています。また、大型車等の街なか通過交通量も少なくなり、安全性の向上にもつながっているなどの効果も見られ、市民生活には大きな効果が得られています。

一方で、地域間の連絡に時間がかかることや、河川・線路での分断などによる利便性が悪いことのほか、市民が買い物や通勤通学で多く利用する生活道路に対しては、普段の生活の中で危険を感じていたり、不満を感じる箇所がこの検討会でも多く出ました。

今後は、局所的な改修も含め、地域間連絡道路や生活道路のさらなる安全性・利便性の向上についても、順次整備を行っていただきたいと思えます。

◆公園緑地・河川について

石巻市には、山・森・川・海・島といった、他に誇ることのできる数多くの豊かな自然環境に恵まれています。

市内を雄大に流れる北上川及び旧北上川では、北上川河岸のヨシ原や、旧北上川河口付近の中瀬周辺の環境など、大河川と一体となって織り成す様々な光景には美しさがあります。

また、市内の公園緑地においても、石巻市の自然環境と調和した様々な施設の環境整備がなされ、市民の憩いの場となり、親しみを持って利用しているとともに、美しい景観を生み出しています。

それらの一方で、恵まれた自然や施設環境を十分に活かされていないことも挙げられます。一例として、日和山公園においては、駐車場が少ないために、混雑時に利用者の利便性を低下させています。また、河川や運河の岸にはゴミが捨てられている所も点在しており、景観美を阻害していることもあります。

これからは、公園緑地や河川などの自然を活かした環境が、市民及び石巻を訪れた人々が石巻の素晴らしさを感じてもらえる様な地域資源となるように、行政と市民が相互に協働し、石巻特有の自然環境が持つ魅力や個性を最大限に活かす工夫を行い、多くの人々が親しみを持ち、誇りを持てる環境を生み出していただきたいと思えます。

2. 庁内組織

(1) 策定経過

年 月 日			会議名称	内 容
平成 18 年	7 月	24 日	第 1 回策定委員会	・業務の発注方法について ・業者選定委員会の設置について
		26 日	第 1 回策定検討委員会	・第 1 回策定委員会に同じ
			第 1 回業者選定委員会	・プロポーザル方式の実施方針について ・プロポーザル実施要綱等について ・提案要請業者の選定について ・今後の日程等について
	8 月	17 日	第 2 回業者選定委員会	・技術提案書の報告について ・評価基準等について
		31 日	第 3 回業者選定委員会	・技術提案書の評価結果について ・特定業者の決定について
	10 月	19 日	第 2 回策定検討委員会	・スケジュールについて ・策定部会の設置について
	11 月	7 日	第 1 回専門部会	・都市計画マスタープラン策定について ・策定部会、専門部会について ・スケジュールについて
	11 月	20 日 21 日	専門部会個別ヒアリング	・都市計画マスタープランに関連する計画や構想、 事業の概要把握について
	12 月	19 日		
平成 19 年	1 月	16 日	第 2 回専門部会	・防災部会、都市環境部会、新市拠点づくり部会、 既存都市基盤の活用部会、道路部会による地域の 問題・課題の抽出について
	2 月	16 日	第 3 回専門部会	・防災部会、都市環境部会、新市拠点づくり部会、 既存都市基盤の活用部会、道路部会による現状及 び問題を踏まえた課題の整理について
	3 月	6 日	第 4 回専門部会	・第 3 回専門部会に同じ
	4 月	26 日	第 3 回策定検討委員会	・平成 18 年度業務報告について ・今後の進め方について
	5 月	7 日	第 2 回策定委員会	・第 3 回策定検討委員会に同じ
		28 日	第 1 回策定部会	・都市計画マスタープランの策定について ・これまでの検討結果について ・都市計画区域について ・全体構想骨子について
	7 月	18 日	第 2 回策定部会	・マスタープランの基本方針（骨子）について ・全体構想（骨子）について
平成 20 年	2 月	21 日	第 3 回策定部会	・都市計画区域の基本方針について ・地域別構想の設定方針について ・都市づくり検討会議の検討結果について ・市民アンケート調査結果について
		28 日	第 4 回策定検討委員会	・都市計画区域の基本方針について ・地域別構想の設定方針について
	3 月	4 日	第 3 回策定委員会	・第 4 回策定検討委員会に同じ
	8 月	21 日 ～	策定部会員への照会	・都市計画マスタープラン（中間案）について
	9 月	11 日	第 5 回策定検討委員会	・都市計画マスタープラン（中間案）について ・今後のスケジュールについて
		16 日	第 4 回策定委員会	・第 5 回策定検討委員会に同じ
平成 21 年	2 月	26 日	第 6 回策定検討委員会	・（中間案）意見取りまとめ結果について ・実現化方策及び進行管理について
		27 日	第 5 回策定委員会	・第 6 回策定検討委員会に同じ

(2) 組織名簿

①策定委員会

	役 職 名
委員長	市長
副委員長	副市長
委 員	総務部長
//	企画部長
//	河北総合支所長
//	雄勝総合支所長
//	河南総合支所長
//	桃生総合支所長
//	北上総合支所長
//	牡鹿総合支所長
//	生活環境部長
//	保健福祉部長
//	産業部長
//	建設部長
//	病院局事務部長
//	会計管理者
//	教育委員会教育部長

②策定検討委員会（業者選定委員会）

	役 職 名
委員長	建設部長
委 員	総務部次長
//	企画部次長
//	河北総合支所次長
//	雄勝総合支所次長
//	河南総合支所次長
//	桃生総合支所次長
//	北上総合支所次長
//	牡鹿総合支所次長
//	生活環境部次長
//	保健福祉部次長
//	産業部次長
//	建設部次長
//	病院局事務部次長
//	教育委員会教育次長

③策定部会

	部	課・室	職
部会長	建設部	都市計画課	課長
委 員	総務部	新庁舎建設推進室	室長
		防災対策課	課長
//	企画部	総合政策課	課長
//		市民活動推進課	課長
//	河北総合支所	建設課	課長
//	雄勝総合支所	産業建設課	課長
//	河南総合支所	産業建設課	課長
//	桃生総合支所	産業建設課	課長
//	北上総合支所	産業建設課	課長
//	牡鹿総合支所	産業建設課	課長
//	生活環境部	環境対策課	課長
//	保健福祉部	福祉総務課	課長
//	産業部	水産課	課長
//		商工観光課	課長
//		農林課	課長
//	建設部	道路課	課長
//		建築指導課	課長
//		下水道建設課	課長
//	教育委員会	教育総務課	課長

④専門部会

部	課・室
総務部	行政改革課
	財政課
	新庁舎建設推進室
	防災対策課
企画部	総合政策課
	市民活動推進課
生活環境部	情報政策課
保健福祉部	環境対策課
	健康管理課
	福祉総務課
産業部	福祉計画策定室
	水産課
	商工観光課
建設部	農林課
	建設総務課
	道路課
	建築課
	建築指導課
	下水道管理課
	下水道建設課
教育委員会	教育総務課
	生涯学習課
	体育振興課
	毛利コレクション整備推進室

3. 市民意見等

(1) 市民アンケート調査

◆調査について

石巻市都市計画マスタープランの策定にあたり、「中心市街地」、「道路」、「公園・緑地」、「河川」、「自然・市街地景観」、「住環境」について、市民の意向を把握するため、アンケート調査を行いました。

調査対象：無作為抽出による石巻市に在住する20歳以上の市民3,000人（一部民生・児童委員含む）

調査方式：郵送による発送・回収で、調査票による自己申告方式

調査期間：平成19年11月9日（金）～平成19年11月19日（月）

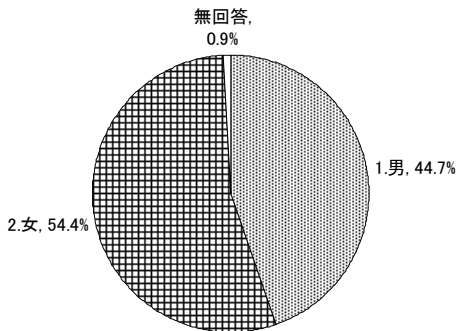
回収状況：発送数3,000通 回収数1,135通 回収率37.8%

◆単純集計結果

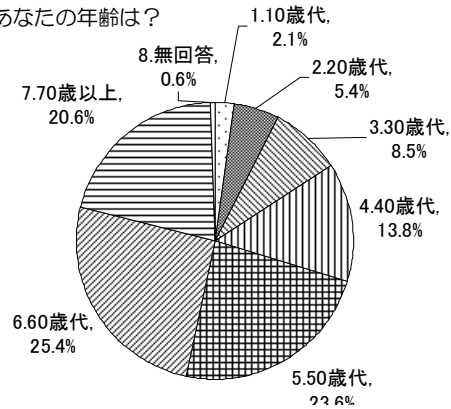
1. あなた自身のことについてお伺いします。

問一

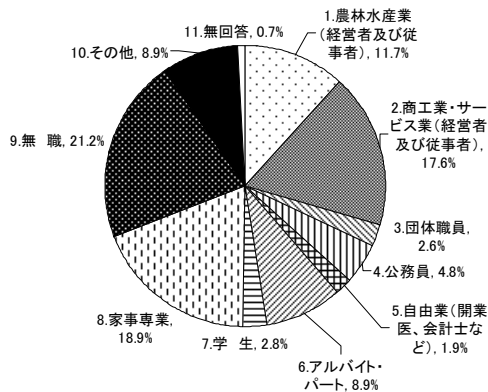
①あなたの性別は？



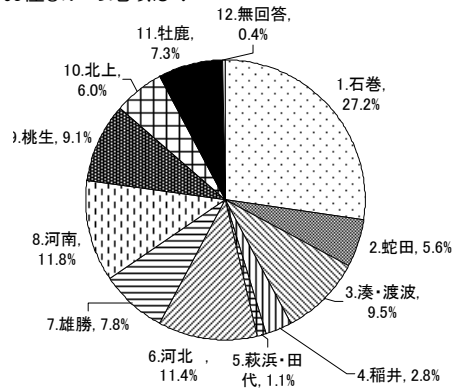
②あなたの年齢は？



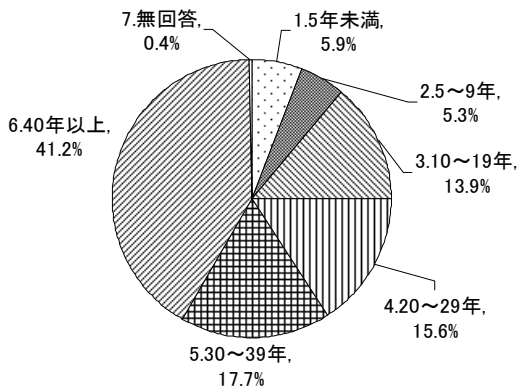
③あなたの職業は？



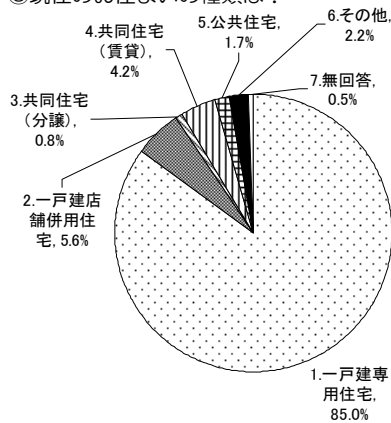
④お住まいの地域は？



⑤現在の場所に住んで何年になりますか？

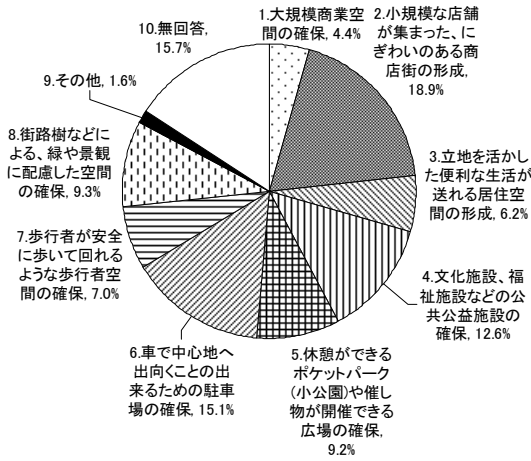


⑥現在のお住まいの種類は？



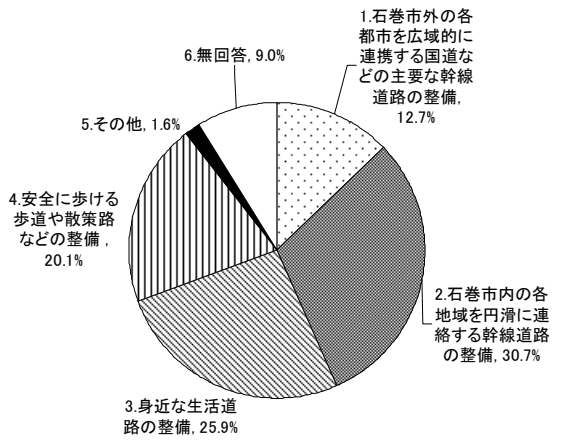
2. 石巻の中心市街地についてお伺いします。

問一 石巻駅周辺の商店街を含む中心市街地は、今後、どのような街なみになることが良いと思いますか。(複数回答：2つ n=2,270)



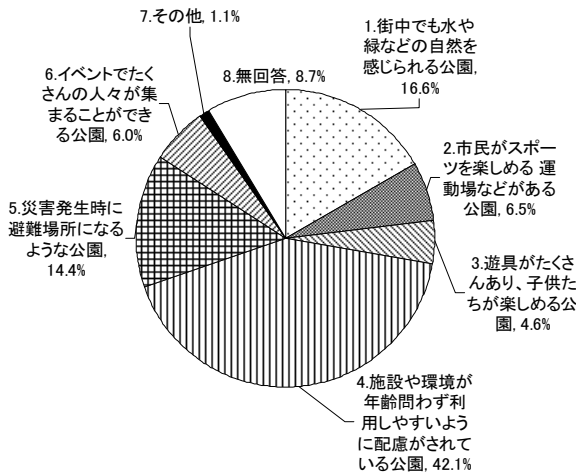
3. 市内の道路の整備についてお伺いします。

問一 市内全体の道路整備について、特に何に力を入れるべきだとお考えですか。

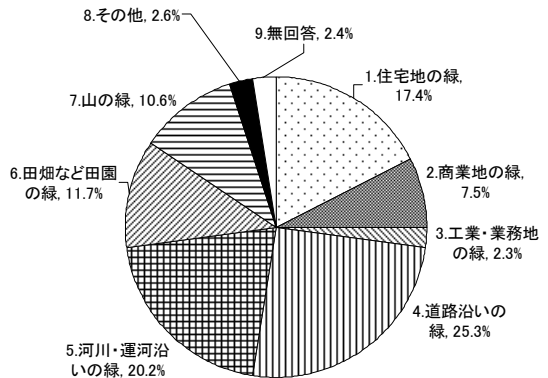


4. 市内の公園・緑地に関することについてお伺いします。

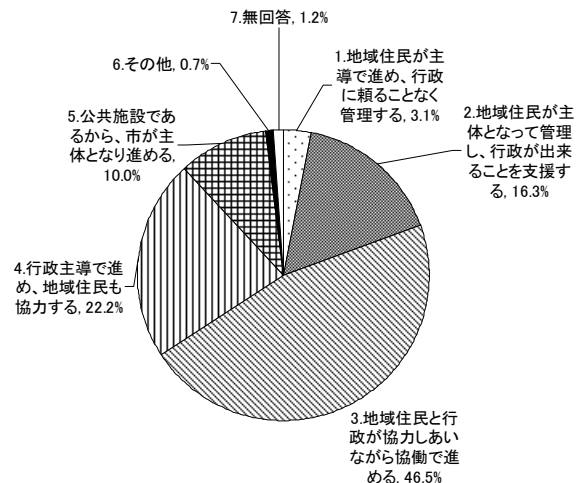
問一 今後、どのような公園を望みますか。



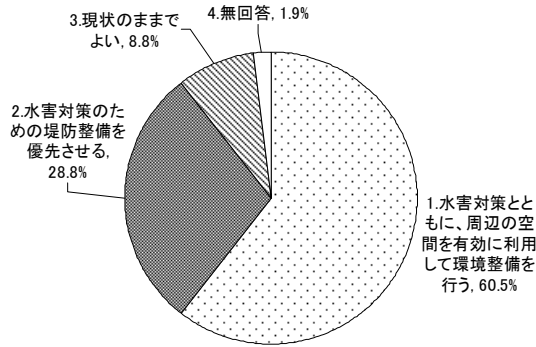
問一 今後、石巻市にどのような緑を残し、また、増やしていきたいとお考えですか。



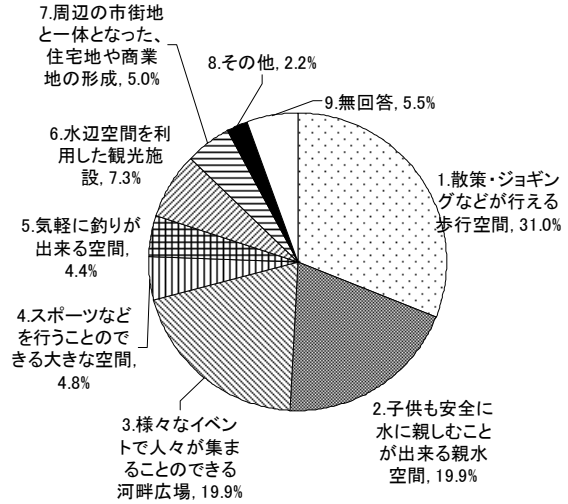
問一 身近な公園や緑地などの維持管理のあり方について、どのようにお考えですか。



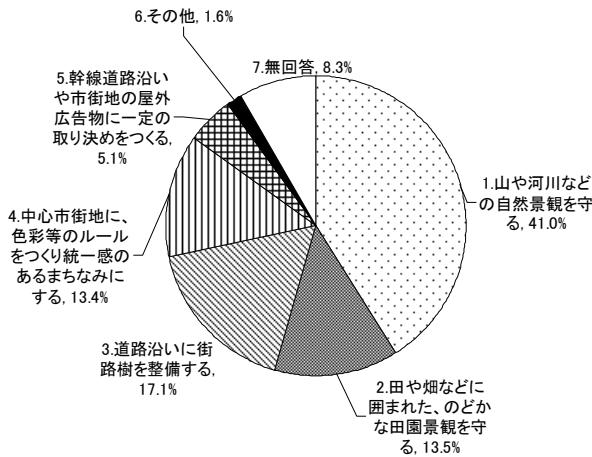
5. 市内の河川整備に関することについてお伺いします。
 問一七 市内には、北上川や旧北上川といった大河川が市内を縦横に流れていますが、今後、これらの河川の整備については、どのような考えのもと進めていくことが良いと思いますか。



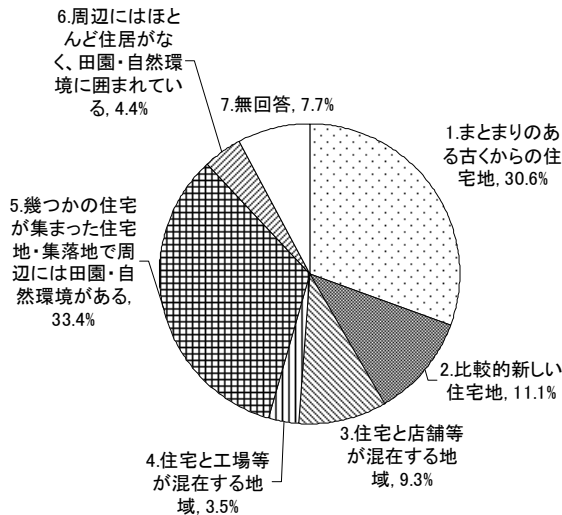
問一八 河川の周辺空間を有効に利用して行くには、どのような空間利用がよいと思いますか。
 (問一七で、1を選ばれた方のみ)



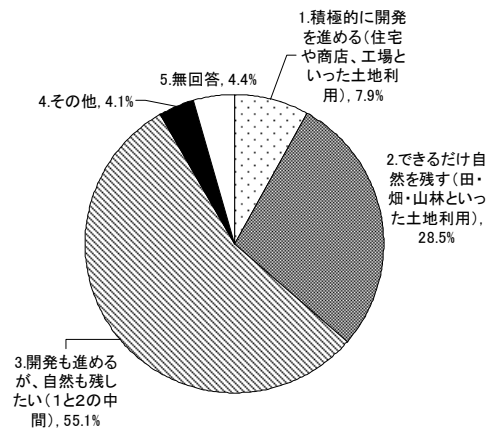
6. 市内の自然や市街地の景観についてお伺いします。
 問一九 今後、自然景観や市街地景観を保全し、つくりだしていくにはどのような取り組みが必要であるとお考えですか。



7. お住まいの住環境についてお伺いします。
 問一〇 現在、あなたのお住まいの周辺はどのような状況となっていますか。



問一一 将来、あなたのお住まいの周辺はどのような土地利用となることを希望しますか。



(2) パブリック・コメント

◆実施について

石巻市都市計画マスタープランの策定にあたり、「石巻市都市計画マスタープラン（中間案）」について、市ホームページ等を通じ市民の皆様からのご意見等を募集いたしました。

期間：平成20年10月1日（水）～平成20年10月31日（金）

◆ご意見・ご提案に対する石巻市の考え方

質 問	市の考え
第5章 都市計画マスタープランの基本方針 【人口フレーム】 ・将来人口は減少傾向と予測しているが、人口減少への対策を行わないのか？ ・適正な人口規模はあるのか、望ましい人口規模はどれくらいなのか？	・石巻市総合計画では、人口減少への対策を推進し、これまでの減少傾向を緩やかにすることを目標としています。都市計画マスタープランにおいても同様の考えに基づき、将来人口を設定しています。 ・行政区全体の適正な人口規模として、一般化されているものではありませんが、市街地における適正な人口規模は、1ha当たり40人超とされています。
第5章 都市計画マスタープランの基本方針 【コンパクトな都市づくり】 ①定義、概念 ・コンパクトシティの定義、あるいは概念はどのようなものか？	・コンパクトな都市づくりは、新たな市街地の拡大をせず、既に都市機能が集約している区域において暮らしやすい都市環境を充実させ、まちのにぎわいを再生させることと捉えています。
②導入にあたっての背景 ・コンパクトシティの導入は、環境対策課など関係課との協議結果によるものか？	・都市計画マスタープランの策定にあたっては関係課との協議を行い、少子・高齢化への対応、限られた財源の有効活用、中心市街地の活性化、未利用地の有効活用、環境問題への対応等を考慮し、コンパクトな都市づくりを掲げています。
③都市部と農村部との関係 ・都市部と農村部との関係の再構築についてどのように考えているか？	・市街地の拡散を抑制し、都市部周辺の自然や農地の維持保全を図るとともに、農林水産物と都市サービス等を互いに依存し合う関係の構築と捉えています。
④道路行政との両立 ・道路行政とコンパクトシティ概念に基づく街づくりの両立についてどのように考えているか？	・道路整備は、住民の利便性の向上とともに、産業振興を目指すものであります。しかしながら、コンパクトな都市づくりを進めるためにも、中心市街地内での移動や周辺エリアを結ぶ基盤としては必要不可欠であると考えていることから、今後ともコンパクトな都市づくりと道路整備をともに推進していきます。
第5章 都市計画マスタープランの基本方針 【広域連携軸】 ・道路整備による他都市との連携について、どの都市との連携を考えているか？また、道路整備について、国や県にどのように働きかけていくのか？	・南北軸として三陸縦貫自動車道、東西軸として石巻新庄間の道路により、三陸沿岸の各都市や日本海側の山形県酒田市、新庄市などとの連携を考えており、市単独として、また、沿線自治体で組織する同盟会により国や県への要望を強化していきます。
第6章 全体構想 【まちなか居住】 ・街なか居住について、どのように取り組んでいくのか？	・多様な都市機能が集積した歩いて暮らせる生活空間として、優良賃貸住宅の整備支援や市街地再開発などの多様な手法について、現在、検討しているところです。

(3) 説明会

◆実施について

石巻市都市計画マスタープランの策定にあたり、「石巻市都市計画マスタープラン（中間案）」について、説明会を開催し、市民の皆様からのご意見等をお伺いしました。

開催日時			開催場所
平成20年10月	16日	19:00～	牡鹿公民館 ホール
	17日	19:00～	雄勝公民館 和室
	19日	10:00～	石巻文化センター ホール

◆ご意見の主な内容

- ・都市計画区域の線引きの見直しの必要性
- ・商業集積とコンパクトなまちづくり
- ・都市計画税の課税の有無
- ・人口減少と高齢化の進行対策

4. 用語集

あ行

* アメニティ空間

生活を便利で楽しく暮らすために、必要なものが整った環境。

* NPO 法人

特定非営利活動促進法（NPO 法）に基づき法人格を取得した、営利を目的としない団体の総称。

か行

* 開発許可制度

良好かつ安全な市街地の形成、並びに、無秩序な市街地の防止を目指した許可制度。

* 開発行為

建築物の建築などを目的に、土地の区画や形、質を変更すること。

* 開発指導要綱

地方公共団体が宅地開発業に対して定めた開発規定のこと。

* 街路事業

都市計画決定された道路の整備を実施すること。

* 急傾斜地崩壊危険箇所

がけの斜面角度30度以上で、かつ高さが5メートル以上及び保全対象人家5戸以上のがけ地のうち、崩壊のおそれがあるとして知事が指定した箇所のこと。

* 区域区分

都市計画区域を、優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域（市街化区域）と、市街化を抑制すべき区域（市街化調整区域）とに区分すること。

* 建築協定

一定の区域の住民の方々が住みよい街づくりのため、合意によりルール作りを行い、区域内で行われる建築等を行う際、お互いにこのルールに従うことを約束する制度。

* コーホート変化率法

同じ期間に生まれた人々の集団について、過去における人口の状況から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

さ行

* 市街地再開発事業

都市再開発法に基づき、既成市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために行う事業。

* 自然環境負荷

人間の活動が環境に与える負担のこと。

* 自然環境保全地域

自然環境を保全することが特に必要な地域として環境大臣または都道府県知事により指定される地域。

* 自然公園

国立公園・国定公園、都道府県立自然公園があり、優れた美しい自然の風景地を保護していくとともに、その中で自然に親しみ、野外レクリエーションを楽しむことができるように指定された公園。

* 重点密集市街地

延焼危険性が特に高く、地震時等において大規模な火災の可能性があり、重点的な改善が必要とされる市街地。

* 準防火地域

建築物などの防火性能を集団的に向上させ、火災の延焼拡大を抑制するために指定された区域のこと。

* 水源かん養機能

森林土壌が持つ機能で、雨を地下に浸透させ、大雨時による洪水の緩和、河川の流量の安定化、水質の浄化につながる機能のこと。

* スプロール

都市の拡大が郊外に向かって、無秩序に開発が行われること。

た行

* 地域地区

都市計画区域等の土地を、どのような用途やどの程度の利用をすべきかを定める土地利用上の区分。

* 地球温暖化

人間の活動が活発になるにつれて「温室効果ガス」が大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が上昇する現象。

* 地区計画制度

住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園などの配置や建物の建て方などについて、地区の特徴に応じてきめ細かなルールを定める制度。

* DID

人口集中地区のことで、市区町村の区域内で人口密度が4,000人/km²以上の基本単位区が互いに隣接して人口が5,000人以上となる地区。

*** 道州制**

行政区画として都道府県をまとめ、地域ごとに道と州に再編成すること。

*** 特別用途地区**

目的に沿った建築物の規制などを、用途地域より細かく地方自治体が重ねて指定する地区。

*** 都市計画区域**

市の中心市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などから、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域。

*** 都市計画区域の整備、**

開発及び保全の方針

それぞれの都市計画区域ごとに、都市計画の目標、区域区分の方針、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業の主な都市計画の方針を都道府県が示すもの。

*** 都市計画決定手続**

都市計画は原則として広域的見地から定められるものを都道府県知事が、その他のものを市町村が決定する手続。決定に際しては、市民の意見を反映し都市計画審議会の議を経ることとなっている。

*** 都市計画提案制度**

住民等の自主的なまちづくりの推進を図るため、土地所有者、まちづくりNPOなど一定の条件を満たした場合に都市計画の提案ができる制度。

*** 都市計画道路**

都市施設として都市計画決定された道路。なお、都市計画道路計画地内においては、建築物などに都市計画制限が課せられる。

*** 都市計画法第18条の2**

都市計画マスタープランとして、市町村の都市計画に関する基本的な方針。

*** 都市公園**

都市計画施設もしくは都市計画区域内に設置される公園又は緑地。

*** 都市施設**

道路、公園、下水道など都市の骨格を形成し、都市活動を円滑にするうえで必要な施設。

*** 土地区画整理事業**

土地区画整理法に基づき、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。

*** トレンド推計**

過去の経年データから統計的に傾向線式（回帰）を算出し、これに将来年次を入れて推計する方法。

な行

*** 農業振興地域**

農業の健全な発展及び国土利用の見地から、総合的に農業の振興をはかる必要があると認められる地域。

は行

*** パブリック・コメント**

行政機関が計画の立案等を行う際に、その案を公表し、広く市民・事業者等から意見や情報を提供してもらう機会。

ま行

*** 緑の基本計画**

市町村が、緑地の適正な保全・整備や緑化の推進等について、様々な取り組みを計画的に進めていくために定める計画。

や行

*** UJIターン**

都会暮らしから、ふるさとへ帰る（Uターン）、ふるさと周辺の地域に移住する（Jターン）、自分の気に入った地域へと移住する（Iターン）ことの総称。

*** ユニバーサルデザイン**

年齢や障がいの有無などにかかわらず、できるだけ多くの人が利用できるようなデザインすること。

*** 用途地域**

住環境の保全や商業・工業等の機能維持増進のため、建築物等の用途が制限されるとともに、容積率や建ぺい率の最高限度等を定めるもの。

ら行

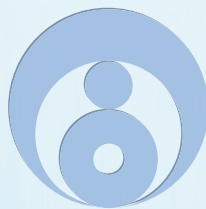
*** 緑地協定**

土地所有者たちが、その地域の緑地の保全と緑化の推進に関する事項について一定の取り決めをつくり、地方自治体に認可を受けること。

わ行

*** ワークショップ**

グループ作業や意見交換を図りながら課題を発見し、解決の方向を見つけたしていく市民参加の手法。



石巻市都市計画マスタープラン

平成21年3月発行

発行者 宮城県石巻市

企画・編集 建設部都市計画課

〒986-8501

宮城県石巻市日和が丘一丁目1番1号

TEL 0225-95-1111

FAX 0225-23-4345

E-Mail iscplan@city.ishinomaki.lg.jp

ホームページ <http://www.city.ishinomaki.lg.jp/>
